

## ワンストップ特例申請書の提出について

このたびは、新居浜市へご寄附いただき、誠にありがとうございました。

ワンストップ特例制度をご希望される方は、裏面「ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について」をご一読いただき、別紙申請書の内容をご確認後、チェック及び必要書類を添付のうえ、**寄附をした年の翌年1月10日必着**(変更届も同じ)で新居浜市にご提出ください。

提出されない場合、ワンストップ特例は適用されませんので、ご注意ください。

※ ご自身で申請書をダウンロードしてお送りいただいた場合でもこの書類を発送しております。

その場合は同封のワンストップ申請書は破棄していただけますと幸いです。

### 【ご注意ください】

確定申告をする方や 6 団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されませんので、ワンストップ特例申請の提出は必要ありません。

(ワンストップ特例申請をしても適用されない場合)

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6 団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村ではなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ 「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレスへ、以下のメールアドレスより連絡をさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

【 E-mail : [ehime-niihama-city@do-furusato.com](mailto:ehime-niihama-city@do-furusato.com) 】

※ 書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、不備の連絡があった場合には、できるだけ早く返送いただきますようお願いいたします。

ワンストップ特例が適用されなくなった方がふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告においてふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

### 【自治体マイページのご案内】

自治体マイページへの  
アクセスはこちら／



マイページでは寄附状況の確認や、  
各種手続きが可能です。

URL: <https://mypg.jp/>

マイナンバーカードをお持ちの方は、  
オンラインでの申請も可能です。

### 【お問い合わせ先】

〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号  
新居浜市役所 経済部 観光物産課

TEL : 0897-65-1261 FAX : 0897-65-1305

E-mail : [furusato-niihama@city.niihama.lg.jp](mailto:furusato-niihama@city.niihama.lg.jp)

